

航空自衛隊達第31号

改正昭和36年8月12日航空自衛隊達第43号
昭和37年8月25日航空自衛隊達第45号
昭和37年10月2日航空自衛隊達第67号
昭和37年11月19日航空自衛隊達第81号
昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号
昭和45年12月25日航空自衛隊達第30号
昭和47年7月20日航空自衛隊達第28号
昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号
昭和48年2月14日航空自衛隊達第3号
昭和48年8月22日航空自衛隊達第20号
昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号
昭和50年4月2日航空自衛隊達第9号
昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号
昭和56年2月9日航空自衛隊達第12号
昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号
昭和63年4月8日航空自衛隊達第10号
平成元年3月16日航空自衛隊達第24号
平成4年8月10日航空自衛隊達第40号
平成5年5月28日航空自衛隊達第20号
平成18年3月24日航空自衛隊達第14号
平成18年3月30日航空自衛隊達第22号
平成18年4月3日航空自衛隊達第29号
平成18年7月26日航空自衛隊達第35号
平成19年1月5日航空自衛隊達第1号
平成19年8月31日航空自衛隊達第39号
平成25年3月26日航空自衛隊達第33号
平成26年5月30日航空自衛隊達第47号
平成26年7月31日航空自衛隊達第62号
平成28年1月29日航空自衛隊達第12号
平成29年6月23日航空自衛隊達第27号
平成30年11月14日航空自衛隊達第21号
令和2年3月26日航空自衛隊達第25号
令和5年7月31日航空自衛隊達第33号

任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の規定に基づき、任命権の行使に関する達を次のように定める。

昭和36年5月25日

航空幕僚長 空将 源田 実

任命権の行使に関する達

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、任命権に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（任命権の行使）

第3条 任命権の委任を受けた者は、訓令及びこの達の定めるところにより、その権限を行使するものとする。

（発令の手續）

第3条の2 任免権者、人事発令を行なつた場合は、別に定める要領により、すみやかに当該隊員に通知しなければならない。

第2章 自衛官に関する任命権行使の細部

（任免）

第4条 空士の採用並びに准空尉、空曹及び空士の昇任は、航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）の指示する人員数、資格等により任命権者が行う。

2 准空尉及び空曹の降任及び免職並びに准空尉、空曹及び空士の行動時等における退職は、幕僚長の承認を受けなければならない。

3 次の表の左欄の部隊等に所属する空士の降任及び免職は、それぞれ右欄の者の承認を受けなければならない。

航空団（第1航空団及び第4航空団を除く。） 航空警戒管制団 高射群	航空方面隊司令官
警戒航空団 航空救難団 航空戦術教導団	航空総隊司令官
輸送航空隊 航空保安管制群 航空気象群	航空支援集団司令官
第1航空団 第4航空団 飛行教育団 航空教育隊 幹部候補生学校 術科学校	航空教育集団司令官
飛行開発実験団	航空開発実験集団司令官
補給処	補給本部長
上記以外の部隊及び機関（航空総隊司令部及び航空総隊司令官直轄部隊 航空方面隊司令部及び航空方面隊司令官直轄部隊 航空支援	

集団司令部及び航空支援集団司令官直轄部隊 航空教育集団司令部及び航空教育集団司令官直轄部隊 航空開発実験集団司令部及び航空開発実験集団司令官直轄部隊並びに補給本部長を除く。	航空幕僚長
--	-------

- 4 第1項の規定にかかわらず、訓令第27条第3項の規定による次の表の左欄の部隊等への元自衛官の准尉、曹又は士たる自衛官への採用は、それぞれ右欄の者が行うほか、航空幕僚長が行う。

航空総隊	航空方面隊	航空方面隊司令官
	上記以外の部隊	航空総隊司令官
航空支援集団		航空支援集団司令官
航空教育集団（幹部候補生学校及び術科学校を含む。以下同じ。）		航空教育集団司令官
航空開発実験集団		航空開発実験集団司令官
補給本部等（補給本部及び補給本部の管理する補給処をいう。以下同じ。）		補給本部長

（准尉、曹及び士たる自衛官の陸、海、空相互間の転官）

第5条 陸及び海の准尉、曹又は士の准空尉、空曹又は空士への転官は、幕僚長の指示により、転官先の任免権者が行う。

2 准空尉、空曹又は空士の陸及び海の准尉、曹又は士への転官は、幕僚長が当該隊員の現所属の任免権者に指示し、転官先の任免権者が行なう。

3 前2項の指示は、階級、人員数、特技職、発令日等について行なう。以下本章における異任、補職替え、入校等及び派遣の指示の場合も同様とする。

（准空尉、空曹及び空士の空における異任）

第6条 空における准空尉、空曹及び空士の異任は、次の各号に定めるところにより指示する。

(1) 防衛大臣直轄部隊、機関、航空方面隊又は航空幕僚監部相互間については、幕僚長が任免権者に指示する。ただし、第4条第4項の表の左欄の部隊等に所属する空士については、それぞれ右欄の者に指示する。

(2) 航空総隊司令官は、准空尉、空曹及び空士について航空総隊内において

必要がある場合には、航空方面隊司令官、警戒航空団司令（空士に限る。）、航空救難団司令（空士に限る。）又は航空戦術教導団司令（空士に限る。）に指示する。

- (3) 航空支援集団司令官は、空士について第1号ただし書による指示を受けた場合及び航空支援集団内において必要がある場合には、隷下の任免権者に指示する。
 - (4) 航空教育集団司令官は、空士について第1号ただし書による指示を受けた場合及び航空教育集団内において必要がある場合には、隷下の任免権者並びに幹部候補生学校長及び術科学校長に指示する。
 - (5) 航空開発実験集団司令官は、空士について第1号ただし書による指示を受けた場合及び航空開発実験集団内において必要がある場合には、隷下の任免権者に指示する。
 - (6) 航空方面隊司令官は、空士について第1号ただし書又は第2号による指示を受けた場合及び当該航空方面隊内において必要がある場合には、隷下の任免権者に指示する。
 - (7) 補給本部長は、空士について第1号ただし書による指示を受けた場合及び補給本部等内において必要がある場合は、管理下の任免権者に指示する。
- 2 前項による異任は、関係任免権者が協議のうえ、転任先の任免権者が行うものとする。
- 3 航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊又は補給本部等相互間及びこれらの部隊等と他の部隊等相互間における前項の協議は、それぞれ航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、航空方面隊司令官又は補給本部長を通じて行うものとする。

（空と陸海相互間の補職替え）

第7条 准空尉、空曹及び空士の空と陸又は海相互間の補職替えは、幕僚長の指示により空の補職権者が行なう。

（空と共同機関相互間の補職替え）

第8条 准空尉、空曹及び空士の空と共同機関相互間の補職替えは、次の各号に定めるところにより行なう。

- (1) 空と体育学校並びに空と中央病院又は地区病院（幕僚長の監督を受ける地区病院を除く。）相互間は、幕僚長の指示により異動先の補職権者が行なう。
 - (2) 空と地方協力本部相互間は、幕僚長が別に指示する場合のほかは、別表に掲げる区分に従い、航空方面隊司令官と関係地方協力本部長が相互に協議し、異動先の補職権者が行なう。
- 2 体育学校、中央病院又は地区病院（幕僚長の監督を受ける地区病院を除く。）

に補職された空の自衛官及び地方協力本部に補職された空の幹部自衛官については幕僚長が、地方協力本部に補職された准空尉、空曹又は空士については別表に掲げる区分に従い当該航空方面隊司令官が、それぞれ身分上の事項の取扱を行う。

(昇任等による補職の取扱)

第9条 昇任又は降任により補職権者が異なることとなった場合は、別に補職発令がない限り、昇任時又は降任時の補職どおり補職されたものとする。

2 編制組織の改編又は新編の場合において、現に補職されている職又は組織の名称に変更がないときは、別に補職発令がない限り、改編又は新編後の対応する職又は組織に補職されたものとする。

(補職の特例)

第10条 航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官又は航空方面隊司令官は、行動時等特に緊急の必要があるときは、当該部隊及び機関内における空士の補職について自ら行うことができる。

(国際平和協力隊への派遣)

第10条の2 空における幹部自衛官、准空尉、空曹又は空士の国際平和協力隊(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)第19条の2に規定する国際平和協力隊をいう。)への派遣は、別に指示する事項に基づき指定した者を幕僚長が、防衛大臣に具申する。

(入校等)

第11条 空における自衛官の入校等は、防衛大臣の定めた教育課程並びに幕僚長の定めたこれに準ずる講習を履修させる場合に命ずるものとする。

2 准空尉、空曹又は空士の入校等は、幕僚長の指示により補職権者が命ずる。この場合において、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊又は補給本部等に所属する者についての指示は、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、航空方面隊司令官又は補給本部長を通じて行う。

3 術科学校において、航空管制幹部英語課程又は兵器管制幹部英語課程を修了した幹部自衛官を、引き続き初級の幹部術科課程に入校させる場合の課程の指定は当該幹部自衛官の指定特技に基づき定めるものとし、その入校及び術科学校に所属する幹部自衛官の術科学校における教育技術課程への入校は、航空教育集団司令官が命ずるものとする。

(派遣)

第12条 准空尉、空曹又は空士の派遣は、別に指示する場合のほか幕僚長が行なう。

2 派遣された空の自衛官の身分上の事項の取扱は、幹部自衛官については幕

僚長が、准空尉、空曹及び空士については幕僚長又は幕僚長の指示した任免権者がそれぞれ行なう。

(懲戒権行使の承認)

第13条 訓令第51条の規定に基づく懲戒権行使の承認は、次に掲げる場合に受けるものとする。

(1) 訓令第50条の表第3項に規定する懲戒権者が、次の懲戒処分を行う場合
ア 幹部自衛官に対する懲戒処分

イ 准尉、曹又は士たる自衛官に対する軽処分を超える処分

(2) 訓令第50条の表第4項に規定する懲戒権者が、次の懲戒処分を行う場合
ア 幹部自衛官に対する懲戒処分

イ 准尉、曹又は士たる自衛官に対する戒告を超える処分

2 前項の承認について、次の各号に掲げる場合は事後に受けることができる。

(1) 行動時等

(2) 遠隔地、離職の時期等の関係で事前の承認によれば処分の時期を失するおそれがあると認められる場合

3 前各項の承認は、関係原議書類に承認印を押印することにより行なう。ただし、これにより難しい場合は、文書によって行なうものとする。

(特別な場合の懲戒権行使の承認)

第13条の2 次の各号に該当する違反の場合の懲戒権行使は、防衛大臣の了解を求めることとされているので、懲戒権者は、事前に順序を経て幕僚長に上申するものとする。

(1) 収賄等、業務上横領、公金又は官物の不法領得及び調達経理取扱違反

(2) 前号にかかわる指揮監督上の義務違反

(3) その他社会的に重大な影響のある違反

(俸給の決定)

第14条 空の自衛官の採用、昇任、降任時等の俸給は、当該隊員の任免権者が決定する。

(昇給)

第15条 准空尉、空曹及び空士の優良昇給は、幕僚長の指示により任免権者が行なう。

第3章 事務官等に関する任免権行使の細部

(任免)

第16条 2級以下の事務官等の採用及び昇格は、幕僚長の指示により任免権者が行なう。

2 2級以下の事務官等の降格、免職及び行動時等における退職は、幕僚長の承認を受けなければならない。

(転任等)

第17条 2級以下の事務官等の転任（昇任を含む。）及び任免権者を異にする転官は、幕僚長の指示により転任又は転官先の任免権者が行う。

(出向)

第18条 任免権者は、国の他の機関の職員（非常勤職員を除く。）を引き続き2級以下の事務官等へ任用しようとする場合又は2級以下の事務官等を国の他の機関が引き続き任用することについて同意を与える場合は、事前に幕僚長の承認を受けなければならない。

2 出向による事務官等の任用は、採用の例により行う。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第19条 2級以下の事務官等を初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動させる場合は、幕僚長の承認を受けなければならない。

(昇任等による任用の取扱い)

第20条 昇任又は降任若しくは組織の改編又は新編による場合の任用の取扱いは、第9条の例による。

(入校等)

第21条 2級以下の事務官等の入校等の取扱は、第11条の例による。

(俸給の決定)

第22条 2級以下の事務官等の採用、昇格、降格時等の俸給は、当該事務官等の任免権者が決定する。

(昇給)

第23条 2級以下の事務官等の優良昇給は、幕僚長の指示により任免権者が行う。

第4章 非常勤の隊員及び臨時的任用の隊員に関する任命権行使の細部

(任用)

第24条 非常勤の隊員及び臨時的任用の隊員の任用は、幕僚長の指示により又は承認を受けて任免権者が行なう。

附 則

1 この達は、昭和36年5月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 航空自衛隊の個別命令の発令等に関する達(昭和34年航空自衛隊達第26号)は、廃止する。

附 則 (昭和36年8月12日航空自衛隊達第43号)

この達は、昭和36年8月17日から施行する。ただし、航空総隊司令官、飛行教育集団司令官及び航空方面隊司令官にかかる部分については同年6月12日から、西部航空方面隊司令官にかかる部分については同年7月15日から適用する。

附 則 (昭和37年8月25日航空自衛隊達第45号)

この達は、昭和37年9月1日から施行する。

附 則（昭和37年10月2日航空自衛隊達第67号）

この達は、昭和37年10月2日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（昭和37年11月19日航空自衛隊達第81号）

この達は、昭和37年11月19日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則（昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月25日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和46年2月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月20日航空自衛隊達第28号）

この達は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号）

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和48年2月14日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和48年2月15日から施行する。

附 則（昭和48年8月22日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和48年8月23日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日航空自衛隊達第9号）

この達は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則（昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和56年2月9日航空自衛隊達第12号）

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄）

1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。

2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月8日航空自衛隊達第10号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成4年8月10日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成5年5月28日航空自衛隊達第20号）

この達は、平成5年7月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月30日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月3日航空自衛隊達第29号）

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号抄）

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日航空自衛隊達第33号）

この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年5月30日航空自衛隊達第47号）

この達は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第62号）

この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第12号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月14日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成30年11月15日から施行する。

附 則（令和2年3月26日航空自衛隊達第25号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和5年7月31日航空自衛隊達第33号）

この達は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第8条関係）

身分取扱部隊長	補職先地方協力本部
北部航空方面隊司令官	札幌、旭川、帯広、函館、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
中部航空方面隊司令官	栃木、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、埼玉、静岡、長野、山梨、新潟、富山、石川、福

	井、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫
西部航空方面隊司令官	岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島
南西航空方面隊司令官	沖縄